

やまなし運動部活動ガイドライン [概要版]

1 ガイドライン策定の趣旨等

部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして学校教育の一環として行われ、各学校において活発な活動が行われている。

しかし、今日においては、部活動指導が教員の長時間労働につながっていることや、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動による授業への影響やスポーツ障害の懸念など、様々な課題が指摘されていることから、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「スポーツ庁ガイドライン」という。)を策定した。

こうしたことから、県教育委員会では、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象に、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

市町村教育委員会は、スポーツ庁ガイドラインに則り、本ガイドラインを参考に「設置する学校に係る運動部活動方針」を策定する。

校長及び運動部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、運動部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動を設置する。

校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

運動部顧問及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、以下の基準とする。

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)
生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

校長は、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

校長及び運動部顧問は、教育内大会以外の大会や練習試合等について、次により見直しを行う。

校長は、生徒の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
運動部顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動を設置する。その際、新たに運動部活動を創部する場合には、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営について十分に検討する。

校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組を推進する。

7 その他

本ガイドラインは、平成30年4月1日から適用する。